

愛媛大学先進超高压科学研究拠点協議会規程

〔平成25年6月12日〕
規則第 91 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学先進超高压科学研究拠点規則第9条第2項の規定に基づき、愛媛大学先進超高压科学研究拠点協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、愛媛大学先進超高压科学研究拠点長（以下「拠点長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同利用・共同研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 共同利用・共同研究の点検評価に関すること。
- (3) その他共同利用・共同研究に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 愛媛大学地球深部ダイナミクス研究センター（以下「センター」という。）の専任教員 3人
- (2) 理工学研究科の専任教員 1人
- (3) 愛媛大学先端研究・学術推進機構教育研究高度化支援室（以下「高度化支援室」という。）の職員 1人
- (4) 学外の学識経験者 5人

2 前項第1号の委員はセンター長、同項第2号の委員は理工学研究科長、同項第3号の委員は高度化支援室長がそれぞれ推薦し、学長が任命する。

3 第1項第4号の委員は、国立大学法人愛媛大学役員会が推薦し、学長が任命する。

4 第1項各号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、委員の互選により選出する。

2 議長は、協議会を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員（代理者を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門的事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、協議会が定める。

(事務)

第8条 協議会に関する事務は、研究支援部研究拠点事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年6月12日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第4項の規程にかかわらず、平成27年3月31日までとする。